年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成2年5月から同年11月まで

② 平成7年2月及び同年3月

私は、平成2年に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を 行い、毎月送られてきた納付書により、近所の金融機関で国民年金保険 料を納付していた。払込みが遅れたことも、督促などを受けたこともな く、申立期間の保険料も納付しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月と短期間であるとともに、申立人は、平成6年10月の国民年金加入後は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い上、8年9月の厚生年金保険被保険者資格喪失後は国民年金に適切に切り替えているなど申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間については、平成8年10月14日に申立人の申出により発行されたと思われる国庫金納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できることから、現年度納付されなかったものと推認できるものの、申立人の国民年金保険料納付意識の高さを踏まえると、当該納付書により過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記のとおり、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年 10 月に払い出されており、払出時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えら

れる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和44年10月から47年3月まで

国民年金の加入手続は父親が行い、国民年金保険料は20歳から納付してあると父親から聞いていた。申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金に加入した昭和40年4月以降の保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までについて、申立人が所持する国民年金手帳において、同手帳は 48 年 4 月 5 日付けで発行され、同日に 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、A市では過年度保険料についても納付勧奨することが通例であることから、申立人及びその父親の納付意識の高さを踏まえれば、この時点で時効とならず納付可能な当該期間の保険料を、過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 12 月までについて、 申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付 してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳

記号番号は、昭和44年12月にA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できるものの、現在、申立人が所持する国民年金手帳は48年4月に改めて発行されたものであり、44年12月に発行された国民年金手帳を更新して使用しているものとは考え難く、昭和48年度の保険料を48年7月6日以降に納付していることが所持する国民年金手帳で確認できることから、この時点では、当該期間の保険料は既に時効により納付できない期間である。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和48年7月から同年11月まで

昭和48年7月頃に、当時同じ社宅に住んでいた奥さんと相談し、国民年金に任意加入することにしたが、後日、送られてきた国民年金手帳の名前が「A」(正しくは、「B」)と間違えられていて、不安になり辞めることにした。しかし、国民年金に加入していた期間は、C市役所の窓口で国民年金保険料を納付したはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳において、申立人は、昭和48年7月16日から同年12月30日まで任意の資格で国民年金に加入していたことが確認できる上、申立人が主張する国民年金保険料の納付方法は当時のC市の取扱いとも符合し、国民年金に任意加入しながら、保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和48年3月から53年9月まで

私は、昭和48年*月*日にA県B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、3か月毎に金融機関で納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無く、昭和56年5月に強制から任意に国民年金加入資格の種別変更を適切に行い、引き続き保険料を納付しているなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、同年10月に払い出されていることが前後の被保険者記録により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、当該期間は現年度納付が可能であり、B市では、国民年金の加入手続時に未納が有った場合、納付勧奨を行うことが通例であったことから、申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月から 53 年 3 月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 53 年 10 月時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によること

となるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において未納と記録されている上、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、昭和 48 年3月に上記とは別の国民年金手帳記号番号 (*)が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認できるも のの、同払出簿には「取消」、「納付なし」とも記載されており、国民年金保 険料納付の記録は見当たらず、また、申立人は、所持している年金手帳に 記載されている「初めて被保険者となった日 昭和 48 年*月*日」に国民 年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと主張している が、この日は申立人が 20 歳に達したことに伴い、国民年金被保険者として 資格を取得したことを示すもので、保険料納付の事実を示すものではない。 また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資 料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付して

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 53 年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和47年9月から53年3月まで

私は、昭和53年11月にA市へ嫁いできたが、集金人の勧めにより、 翌月の12月に社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。そ の際、窓口で、今なら申立期間の国民年金保険料を20歳まで遡って納付 できると言われ、持参金の中から納付した。申立期間が未納となってい ることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を 全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、54年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の収滞納リストでは同年3月30日に納付済みの記録があることから、遅くとも同年3月に国民年金に加入していたことが推認され、当該期間の保険料は過年度納付が可能である上、当時、A市では、国民年金の加入手続を行った際、納付可能な過年度分について納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年9月から51年3月までについて、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、第3回目の特例納付

が実施されていた時期であるが、この特例納付の勧奨は受給資格期間を満たし得ない者を重点に実施されている上、特例納付した場合に作成されることとなっている当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳は作成されておらず、当該期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す領収済通知書も見当たらないことから、当該期間の保険料は特例納付されなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②について、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年3月7日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月21日から同年11月1日まで

② 平成6年11月1日から7年9月1日まで

私はA株式会社に平成5年8月から11年6月まで同じ社長の下で継続して勤務した。しかし、平成5年8月から同年10月まで及び6年11月から7年8月までの年金記録が抜けているが、その間全て給与をもらい厚生年金保険料は控除されていた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の供述により申立人がA株式会社に平成7年8月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年11月1日)の後の平成7年3月7日に、申立人を含む同社の在籍者19名全員が、6年11月1日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。

また、A株式会社の事実上の後継事業所である株式会社Bに継続して勤務し、平成7年9月1日に被保険者資格を取得した12名全員がA株式会社

において健康保険の任意継続の手続が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該健康保険の任意継続の手続処理が行われた際の被保険者住所は居住地と異なりA株式会社内とされている上、全国健康保険協会C支部の回答から、平成6年11月から7年3月までの健康保険料が同年3月20日に収納されていることが確認でき、当該適用事業所でなくなった日(平成6年11月1日)において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、不納欠損整理簿等により平成 14 年 11 月 29 日にA株式会社において不納欠損処理が行われていることが確認できることから、同社において厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は遡及訂正処理が行われた7年3月7日であると認められる。

また、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については、6年10月のオンラインの記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のD株式会社(A株式会社の名称変更前の事業所)について、当時の事業主は、「自分は形式上の代表取締役で詳細は不明。」と供述しており、実質的な代表者とみられる当時の上司からは回答を得ることができず、申立人の勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、D株式会社の元同僚等に確認したが、申立人の勤務開始時期等については供述を得ることができず、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立期間①について、申立人のD株式会社の雇用保険の加入記録について確認することはできない。

次に、申立期間②のうち、平成7年3月7日から同年8月31日までについて、A株式会社の雇用保険の加入記録、元同僚の供述から、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、上記のとおり、A株式会社の代表取締役及び実質的な代表者と みられる元上司から勤務実態について供述を得ることができず、申立人の 給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することがで きない。

また、申立人が保有している預金通帳により平成7年4月以降も当該事業所から給与が振り込まれていることが確認できるものの、給与から厚生

年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 京都厚生年金 事案 2356 (事案 472 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B製作所(現在は、A株式会社C製作所)における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年4月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年9月から21年3月までの期間の標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和20年9月1日から21年4月30日まで

平成20年2月8日付けの申立てについて、保険料の控除が認められないため非あっせんとなったが、当時の厚生年金保険法第59条の2において、「被保険者ガ陸海軍二徴集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保険料ヲ徴収セズ」と規定されており、会社に在籍中の応召者であった申立人は、保険料控除の事実が無くても厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持するA株式会社B製作所から妻に送付された送金案内から、申立期間において申立人が当該事業所と雇用関係にあったことが確認できるが、その明細において厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に「20 9 1解雇」との記載があること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 22 日付け年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、旧厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に召集された期間については、事業主及び被保険者からは厚生年金保険料を徴収しないが、年金額を計算する場合、被保険者期間とする旨記載されていることから、申立期間は被保険者期間であったとし、新たな資料として21年4月3日付けの復員証明書を提出している。

そこで、今回の申立てを受けて、厚生労働省社会・援護局に照会したところ、旧海軍の申立人に係る人事記録及び申立人が所持する復員証明書により、申立人が昭和19年9月1日に海軍に召集され、21年4月3日に召集解除となったことが確認できる。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「2091解雇」と記載されているが、上記資格喪失日(昭和20年9月1日)は、上記のとおり申立人が海軍に召集されていた期間内であるため、申立人が当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い上、A株式会社B製作所の被保険者名簿は、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時に在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

さらに、申立人の所持するA株式会社B製作所から申立人の妻に対する送金案内通知により、申立期間のうち、昭和20年9月から21年2月まで、毎月当該事業所から申立人に係る臨時兵役手当等が支払われていることが確認できる。

一方、旧厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間のうち、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられ、申立人の資格喪失日は、申立人が海軍を召集解除された日である昭和21年4月3日とすることが妥当である。

なお、昭和20年9月から21年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和20年8月の記録から、140円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年4月3日から同年4月30日までの期

間について、申立人の当時のメモに「21年5月退社」と記載されているが、 申立人が復員後にA株式会社B製作所において、厚生年金保険の資格を再 取得した記録は無い。

また、A株式会社C製作所は当時の資料を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、株式会社A本店における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を22年9月1日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を19年10月から21年3月までは60円、同年4月及び同年5月は90円、同年6月から同年10月までは360円、同年11月から22年8月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

申立期間については、日本年金機構から「団体郵便年金の受取人で厚生年金保険の適用除外の申請をされているため、被保険者期間には算入されません。」との回答があったが、団体郵便年金については何も承知しておらず、受取人になった記憶も無いので、この期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された在籍証明書から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が、申立期間において、株式会社A本店で厚生年金保険に加入している旨の記載があることが確認できる。

しかし、上記台帳の資格取得日欄には、申立人が団体郵便年金に加入していたことを示す「郵」の表示がある上、昭和22年9月から厚生年金保険第一種被保険者とされていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、団体郵便年金に加入し、厚生年金保険の適用を除外されていたものと考えられる。

また、社会保険庁(当時)の資料によると、団体郵便年金に加入している場合は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月及び同年5月は90円、同年6月から同年10月までは360円、同年11月から22年8月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年1月31日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和27年8月31日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4,500円、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月31日から同年2月1日まで

② 昭和27年8月31日から同年9月20日まで

私は、株式会社Aに昭和22年4月に入社以来、平成元年7月末日に退職するまでの43年間、一貫して同社で勤務した。ところが、ねんきん特別便によれば、「昭和24年1月」と「昭和27年8月」は厚生年金保険の加入期間になっていない。申立てした期間①と②の計2か月の厚生年金保険の記録が無いので調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、株式会社Bから提出された「職歴証明書」及び同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し(同社E支店から同社C支店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Aの人事記録等を管理しているF株式会社は、支店間の異動については、前任店の資格喪失日と新任店の資格取得日は同日として手続を行っていた旨回答していること及び株式会社A

の人事記録から、同社C支店における資格取得日を昭和24年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC 支店における昭和 24 年 2 月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、 4,500 円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、株式会社Bから提出された「職歴証明書」及び同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し(同社G支店から同社D支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Aの人事記録及び上記F株式会社の 回答から、株式会社AのD支店における資格取得日を昭和27年8月31日 とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのD 支店における昭和 27 年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、 8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における標準賞与額の記録は、事後訂正の金額とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は29万円、申立期間②は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日

② 平成20年7月28日

申立期間に支給された賞与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当時の賞与の届出が漏れていた。会社の事務担当者がその後訂正の届出を行ったものの、時効により年金額に反映しないと言われた。私の標準賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成17年7月25日及び20年7月28日に支給された賞与に係る賞与明細書及びA株式会社が保管する申立期間に係る賃金台帳一覧から、申立人は、申立期間①は29万円、申立期間②は38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 30 日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成20年1月30日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成20年1月30日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、13万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 30 日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 30 日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成20年1月30日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成20年1月30日

有限会社Aから平成20年1月30日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)への届出が未提出となっており、オンライン記録に反映されていない。当該賞与に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが提出した「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」の記載から、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「賞与支給・控除一覧表」及び「平成20年度分賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

A県内の高校を卒業後、B県において就職したが、事業所は厚生年金保険に加入しておらず、私は国民年金のことを何も知らなかった。

昭和50年の正月休みに帰省した際、伯父から「帰ったらすぐに役所で国民年金の加入手続をしなさい。今なら20歳まで遡って今の金額で納付できるから。」と言われたので、B県に戻って1月の早い時期に国民年金の加入手続を行い、その際にもらった納付書で未納期間の保険料全額を納付し、伯父宅に電話で報告した。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民 年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が国民年金に加入したこの時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても特例納付した旨の記載は見当たらない。

なお、申立人は、国民年金加入時点で納付可能な昭和 50 年4月から 52

年3月までの国民年金保険料額3万円を53年4月11日に、52年4月から53年3月までの保険料額2万6,400円を53年4月13日までに納付していることが、領収済通知書及びC市の国民年金収滞納リストにおいて確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年7月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和63年7月から平成元年2月まで

昭和 63 年*月に 20 歳になり、当時学生であったが、母親がA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年*月に申立人の母親がB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において、国民年金の被保険 者資格取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成3 年1月21日と記載されていることが確認でき、この頃申立人の国民年金加 入手続が行われたものと推認されることから、申立期間は国民年金に未加 入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時居住していたC県内全てについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより「D(漢字)」及び「E(カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、 申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、 該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをう かがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

私は、母親から、私が 20 歳になった昭和 44 年*月頃、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いており、申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は既に時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、遡及納付が行われた記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成3年8月から4年3月まで

私が20歳になった平成3年*月頃、母親がA区役所で加入手続を行い、 短大を卒業するまでの8か月分の国民年金保険料を一括で納付してくれ た。兄は、学生が強制加入となった平成3年4月から納付済みであるが、 私の分だけ納付記録に反映されていないことに納得できないので、調査 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C (漢字)」及び「D (カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは、E市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が登載されていないこととも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、 該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年3月まで

昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は還付された記録となっているが、当該期間の保険料は申立期間に充当されたはずであり、私が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度欄にも鉛筆で仮計算(3,000 円)された形跡と割印が有る上、還付を受けた覚えもない。申立期間に充当されていないことには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は還付された記録となっているが、当該期間の保険料は申立期間に充当されたはずであると主張している。

しかしながら、申立人の昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、保険料還付整理簿の還付金額欄に「1,000」、還付事由欄に「資格喪失」、決定年月日欄に「41.8.31」との記載が有る上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 41 年度国民年金印紙検認記録欄に、昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月まで還付の押印が確認できることから、申立人に保険料額 1,000 円が還付されたものと考えられる。

また、過誤納が発生した場合の国民年金保険料の充当について、納付すべきとされている保険料が有るときは、その保険料に充当することとされているが、昭和41年8月31日の還付決定時点では、充当すべき保険料の未納期間は見当たらない。

なお、申立人が仮計算されたとする 3,000 円は、環付すべき国民年金保

険料額 1,000 円とは相違する。

京都国民年金 事案 2242 (事案 711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和37年4月から47年3月まで

② 昭和49年4月から52年3月まで

私は、昭和54年頃、A区役所B出張所に出向いた時、職員から「今なら過去の未納分全ての納付が出来る。」との説明を受け、後日、申立期間①及び②の国民年金保険料として60万円から70万円を出張所の近くのC信用金庫において納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、i)申立人は、昭和54年頃、金融機関において申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii)社会保険事務所(当時)には、申立人が昭和54年7月31日に52年4月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることを示す領収済通知書が保管されており、申立人は、これを誤認している可能性も考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和54年頃に、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたことは間違いないとして再申立てしている。

しかしながら、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、昭和54年7月31日に昭和52年度及び53年度の国民年金保険料を過年度納付した記録が記載され、領収済通知書も保管されているものの、申立期間①及び②について特例納付を行った記録は無く、同通知書も見当たらない上、特例納付は、年金受給権確保の観点から実施された制度であり、申立人は、昭和54年7月時点で、保険料納付済期間が24か月有り、年金受給権(300か月)を確保するには、2年分を過年度納付すれば、申立期間の保険料を特例納付する必要は無いことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、申立期間当時、家業を手伝っており、母親が昭和44年1月頃私の国民年金の加入手続を行い、自身の分と一緒に父親及び私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間について、両親の保険料は納付済みとなっているのに、私のみが未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月に申立人の弟と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている申立人の弟も申立期間直後の同年4月から保険料納付を開始していることが確認できる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は 既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付す るには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施され ていた時期ではない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、 申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別 の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存 しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年10月までの期間及び平成元年11月から 3年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認 めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和63年4月から同年10月まで 申 立 期間 : ② 平成元年11月から3年6月まで

私は、勤務先を退職した昭和63年4月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて同区役所又は金融機関で納付しており、所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄にも申立期間①及び②の記載が有る。未納とされていることには納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、 申立期間①及び②の国民年金保険料は、同区役所又は金融機関で納付して いたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、前後の被保険者の記録により平成6年4月頃にA市C区で払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、同手帳記号番号の「*」は、同区を管轄するD社会保険事務所(当時)が5年11月以降に使用開始した事実と符合する。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リス

トにおいて、申立人は申立期間が登載されておらず、同市では、申立人を 被保険者として管理していないことから、申立人は、申立期間の保険料を 納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた根拠として所持する年金手帳に国民年金の被保険者期間として記載されていることを挙げているが、当該記載は、申立人が第2号被保険者又は第3号被保険者となっていない期間について、制度上、第1号被保険者期間であるとして記入されたものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から19年3月までのうち6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年12月から19年3月までのうち6か月 今から10年ぐらい前に、当時の政府が国民年金未納者の財産から無断 で徴収すると決め、申立期間のうち、約6か月分の国民年金保険料がA 郵便局に有る私名義の口座から引き落とされた。引き落とされた保険料 が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が郵便局の口座から無断で引き落とされ、その納付記録が漏れていると主張している。

しかしながら、申立人は、平成19年4月から同年9月までは国民年金保険料を同年5月1日に一括納付し、同年10月から20年1月までは21年9月26日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立人名義の郵便局口座において、申立内容に符合する出金記録は確認できない。

また、社会保険事務所(当時)では、平成19年2月及び同年3月に特別対策の対象者として、申立人に対し国民年金保険料催告状を送付しているものの、保険料の強制徴収には至っていないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの期間、58年4月から59年9月までの期間及び61年4月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年4月から49年3月まで

② 昭和58年4月から59年9月まで

③ 昭和61年4月から平成元年12月まで

私は、国民年金制度が発足した頃、A区役所で国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が未納とさ れていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した頃、国民年金の加入手続を行い、申 立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度納付及び特例納付により保険料を納付したとする記録は見当たらない上、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間②及び③について、B市が国民年金の加入状況、国民

年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、 申立期間は未納とされており、現年度保険料を納付した記録は見当たらず、 特殊台帳及びオンライン記録において過年度納付した記録も無いことから、 申立人は申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

京都厚生年金 事案 2367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和30年12月1日から31年9月15日まで 私は、昭和30年12月1日にA株式会社に入社し、31年9月15日に 同社を退職した。A株式会社は、B株式会社に名称を変更し、その後、 C株式会社に名称を変えた後にD株式会社に合併したと聞いている。30年12月1日から31年9月15日まで厚生年金保険被保険者期間と認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が、勤務期間は特定できないものの、B株式会社(昭和31年9月1日以前はA株式会社)に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社は既に解散し、申立期間当時の事業主、役員及び事務担当者は所在が不明もしくは既に亡くなっており、当時の関係資料も確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる元同僚 22 人及び申立人が記憶している元同僚一人に照会をしたところ、そのうち二人は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、申立人が一緒に勤務していたと主張している元同僚二人についても被保険者名簿に名前は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、昭和31年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚は、「自分の入社時期は昭和30年4月か5月であった。」と供述していることから、当該事業所においては、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、現在、申立人が所持している年金手帳は、昭和35年11月26日に 払い出されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払 出簿を確認しても、申立期間において手帳記号番号が申立人に払い出され たとする記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和23年4月1日から24年1月1日まで 夫が亡くなる前から、A県B市のCに勤務する前に、D県のEにおい て通訳として勤務していたと申し立てていたが、平成4年5月15日に社 会保険事務所(当時)から申立期間について記録が無いと回答があった。 夫は亡くなったが再度調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る進駐軍労務者の労務管理を担当していたD県F事務所から当時の資料を引き継いでいるD県G部H局及びF事務所の後継事業所である独立行政法人Iに照会したところ、「当時の資料は無い。」と回答している。

また、進駐軍から返還された資料の収集管理を所掌している防衛省J局に照会したが、「申立人に係る参考資料等は存在しない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、進駐軍施設に勤務する従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長から各都道府県知事あてに通知)により、厚生年金保険の適用は昭和24年1月1日からとされている。

加えて、D県F事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、 同所は昭和24年4月1日付けで新規適用事業所になっており、申立期間は 適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、昭和24年4月1日より前に被保険者 資格を取得している者がおらず、同日以前は、申立人が厚生年金保険の被 保険者であったことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。